

## 「双葉郡未来会議 season7 ～特集！牛たちの行方～」開催レポート 2

## 旧警戒区域から現在までの流れ／谷さつき

半径 20 キロ圏内が警戒区域として設定されて 1 年間、赤いところは牛の避難が禁止されていました。青いところの避難指示区域、黄色いところの計画的避難区域、この 2 つは牛の避難が可能で皆さん行政と協力しながら、率先して行われていました。赤いところについても独自の救出が行われました。牛農家の方が 3,385 人、280 軒の方でやっていました。2011 年 3 月 11 日に避難指示が発令され、「指示」は「命令」と違って拘束力はありません。そのため避難先から通ったり、双葉郡に住み続けて飼養管理をしていたりした方が大変多かったです。それから同年 4 月 22 日に警戒区域が設定されました。強制避難になります。(牛の) 餓死、事故死などが始まりました。どんどん餓死していく様子を農家さんたちが大変心を痛めて何とかしてほしい、という声が県に寄せられて、福島県から国へ動物愛護の観点から瀕死の家畜を安楽死させるように求めました。それを受けて 5 月 12 日に国が飼い主の同意があったものは安楽死させよ、と指示しました。同意がないものはその時はまだ何も指示がない状態で、翌年の 2012 年に具体的な飼養管理の基準が出されることとなります。空白期間がとても長かったため、各町がいろいろと取り組みをしていくこととなります。

南相馬市の桜井市長。桜井市長は元々酪農家でした。生き残った馬たち、全体の 3 分の 1 程度いたんですけれども、それを避難させました。牛のほうも模索していました。富岡町は農大出身の町長がいて、牛を全頭生かす、という宣言をされました。牛を生かす方法について各町村、模索していくこととなります。同意があったもののみが殺処分の対象になるのですが、細かい話は緊急時に伝わりにくいものなので、「一律殺処分」と思われてしまったところがあります。また農水省のホームページに安楽死したものについては賠償金が出るという発表がされたのですが、安楽死をさせないと賠償金が出ない、というふうに対象の地域では思われてしまいました。それからまだ国は安楽死を求めているという誤解もありますが、特措法の有効期限というのは警戒区域がある時だけです。その後、指示が変更されて飼養管理基準が出されて、実際に飼養管理が継続されています。

2012 年 4 月に警戒区域が解除/再編され、安楽死の指示も変更されました。通いが可能となった農家の飼養基準が明文化されました。また 2013 年に福島県の意見が反映されて、飼養管理がよりやりやすくなりました。それから相双家畜保健衛生所のほうで定期検診も行っています。農家さんたちは自分たちで飼養を継続できました。有事の時って何らかしらの法律があったとしても、すぐ機能することではないということで、最後のほうで吉野大臣への要望項目に入りたいと思っています。



### 牛飼い農家の種類

- 酪農／乳用牛
  - 畜産／肉用牛（和牛）
- 繁殖農家と肥育農家

基礎知識



「**繁殖農家**」は子取り経営とも言われ、母牛とその母牛から生まれた子牛を飼育、生まれてくる子牛を出荷して経営。

母牛（12ヶ月齢以上の繁殖能力を持った雌牛）に種付け、または受精卵移植（代理母出産）をして子牛を産ませて、7ヶ月～10ヶ月前後育成し、セリ市場へ出荷します。

「**肥育農家**」は肉用に子牛を育て、出荷して経営。

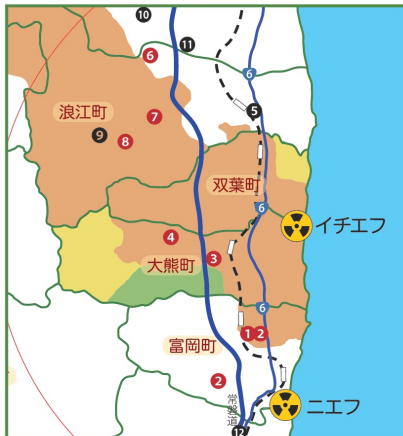
家畜市場で開かれるセリで、繁殖農家が出荷する子牛（素牛）を購入し、およそ30ヶ月齢まで肥育した後出荷。

近年においては、**繁殖肥育一貫経営**も増えてきている。

P2

### ふんばる農家たち

植葉、川内、葛尾、川俣、飯館では牛を新たに購入したり、避難先から戻したり、徐々に畜産が再開しています。ここでは被災牛を生かす取り組みを載せています。



- 12 ファームアルカディア
- 11 ファーム K
- 10 懸の森みどりファーム
- 9 井出牧場／柴開一さん
- 8 小丸共同牧場／渡部典一さん
- 7 山本牧場／山本幸男さん
- 6 希望の牧場／吉沢正巳さん
- 5 cowcow ルンバ牧場／原田良一さん
- 4 もーもーガーデン／谷さつきさん
- 3 池田牧場／池田光秀さん、美喜子さん
- 2 松村直人さん（二箇所）
- 1 坂本牧場／坂本勝利さん

黒丸は終了、赤丸は現存

P6